

答申乙第53号(諮問乙第68号事案)

答 申

第1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となった平成24年12月25日付け教第741号で宮城県教育委員会が行った部分開示決定は、妥当である。

また、同じく本件異議申立ての対象となった平成24年12月25日付け仙教第46号で宮城県教育委員会が行った部分開示決定において開示しないこととした部分のうち、次の部分については開示すべきであるが、その他の部分については非開示とすることが妥当である。

職員の事故について(照会)平成〇年〇月〇日付け教号外の記の5の(6)の6行目

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成24年10月31日、個人情報保護条例(平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、宮城県教育委員会(以下「実施機関」という。)に対し、下記の内容の個人情報の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

- (1) 〇〇〇〇教諭、〇〇〇〇〇校長のパワーハラスメント(〇〇〇〇に対して)に関して、〇〇教育事務所が〇〇〇教委及び県教委に送った文書一式(照会など)
- (2) 同件について県教委が町教委や〇〇教育事務所に送った文書一式
- (3) 同件について県教委が2人の処分を検討した際の議事録一式と文書
- (4) 〇〇〇教委が2人の処分について作成した文書一式

- 2 実施機関は、本件開示請求上記1(3)のうち、「文書」という部分に対応する個人情報に記載された行政文書として、次のものを特定した。

- (1) 教職員の事故(概要)(以下「本件行政文書1」という。)
- (2) 教師間におけるトラブルについて
- (3) 学校生活困りごと相談記録票(以下「本件行政文書2」という。)
- (4) 職員に対する処分案(以下「本件行政文書3」という。)

その上で、上記(2)の行政文書は開示し、上記(1)、(3)及び(4)の行政文書については、非開示決定又は部分開示決定(以下「本件処分1」という。)を行い、

一部について個人情報の開示をしない理由を次のとおり付して、平成24年12月25日付け教第741号で異議申立人に通知した。

条例第18条第1項第2号該当

対象となる個人情報を含む行政文書には、氏名・住所等本人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており、開示することにより、本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。

条例第18条第1項第6号ハ該当

対象となる個人情報を含む行政文書には、本人に係る対応者の所見が記載されており、開示することにより、将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため。

条例第18条第1項第6号ホ該当

対象となる個人情報を含む行政文書には、本人以外の処分等に関する内容等が記載されており、開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあるため。

3 同じく実施機関は、本件開示請求上記1(1)、(2)及び(4)に対応する個人情報が記載された行政文書として、次のものを特定した。

- (1) 教職員の事故について(進達)平成〇年〇月〇日付け
- (2) 教職員の事故について(報告)平成〇年〇月〇日付け
- (3) 職員の事故について(照会)平成〇年〇月〇日付け(以下「本件行政文書4」という。)
- (4) 職員の事故について(進達)平成〇年〇月〇日付け
- (5) 職員の事故について(照会)平成〇年〇月〇日付け(以下「本件行政文書5」という。)
- (6) 職員の事故について(進達)平成〇年〇月〇日付け
- (7) 職員の事故について(通知)平成〇年〇月〇日付け(以下「本件行政文書6」という。)
- (8) 職員の措置について(進達)平成〇年〇月〇日付け(以下「本件行政文書7」という。)
- (9) 職員の事故について(進達)平成〇年〇月〇日付け
- (10) 職員の事故について(進達)平成〇年〇月〇日付け(以下「本件行政文書8」という。)
- (11) 職員の措置について(進達)平成〇年〇月〇日付け(以下「本件行政文書

9」という。)

その上で、上記(1)、(2)、(4)、(6)及び(9)の行政文書は開示し、上記(3)、(5)、(7)、(8)、(10)及び(11)の行政文書については、部分開示決定(以下「本件処分2」という。)を行い、一部について個人情報の開示をしない理由を次のとおり付して、平成24年12月25日付け仙教第46号で異議申立人に通知した。

条例第18条第1項第2号該当

対象となる個人情報を含む行政文書には、氏名・住所等本人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれており、開示することにより、本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。

条例第18条第1項第6号ハ該当

対象となる個人情報を含む行政文書には、本人に係る対応者の心証が記載されており、開示することにより、当該事務若しくは将来の同種事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため。

条例第18条第1項第6号ホ該当

対象となる個人情報を含む行政文書には、本人以外の処分等に関する内容等が記載されており、開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあるため。

- 4 さらに実施機関は、本件開示請求上記1(3)のうち、「議事録一式」という部分に対応する個人情報が記載された行政文書について、不存在決定を行い、平成24年12月25日付け教第742号で異議申立人に通知した。
- 5 異議申立人は、平成25年2月22日、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本件処分1及び2を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分1及び2を取り消し、本件行政文書を可能な限り開示するよう求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び審査会における意見陳述で主張してい

る異議申立ての内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

文書を非開示にすることによって、この事件に関わる〇〇〇教育委員会や〇〇〇学校の所属長による隠ぺいの事実を、実施機関が自ら助長してしまうことになりかねない。

実施機関が現在事実認定している事柄が、実際は正しい事実ではないということが、〇〇〇教育長からの〇〇〇〇〇〇宛ての文書及び開示請求時の報告書等でいまだに見られたので、この事件の被害者として、正しい報告がなされているのか、随時確認していく必要があると考えている。

また、〇が、〇〇〇教育委員会とやり取りし、既に話し合いの中で公になっている部分も多々あり、自身に関することなので、これほど非開示にする理由はないと思う。

非開示にせざるを得ない内容であったとしても、用紙自体は公開するよう求める。全てが黒塗りであっても、どの程度の文章があったのか示してほしい。特別な個人情報保護の他は、客観性、かつ公開性のある開示を望む。

(1) 本件処分1について

イ 本件行政文書1について

条例第18条第1項第2号及び同項第6号ホの該当性について

〇〇〇〇教諭の住所、勤務年数等は非開示でよい。

異動強要に関する部分は〇〇〇学校〇〇〇校長及び〇〇〇教育委員会〇〇〇〇教育長の指示であったことは二人の話の中から出ており、既成事実と認められている現在において、この部分を本人に対し非開示にする理由はない。また、職務遂行上のことであり、かつ自身のことであるから、この部分に対する内容は開示すべきである。開示したところで公正円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれはないと考える。

ロ 本件行政文書2について

条例第18条第1項第6号ハの該当性について

私が会談中にパニック症状を起こし具合が悪くなったことがあり、その状態を記した所見、感想等においては開示しても差し支えることはない。公正円滑な執行に支障が生ずるおそれはないと考える。

ハ 本件行政文書3について

条例第18条第1項第2号及び同項第6号ホの該当性について

加害者側の証言が決して正しいとは限らず、〇〇〇教育委員会がどのような調査をし、宮城県教育委員会がそれをもとに事実認定したのか、また、処分が決定されたのかを確認する必要がある。〇〇〇教育委員会の事故報

私は公務員であることから、条例第18条第1項第2号ただし書ハに該当する「当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行に係る部分」についての文書内容は開示すべきである。

県教育委員会は条例第18条第1項第2号本文に該当し、「ただし書のイやハに該当しないことから非開示が妥当である」と判断しているが、〇〇教諭及び所属長によるパワハラにより、私が〇〇〇〇を患い、健康、生活に著しい損失を被っただけでなく、生命の危機にも直面していることを軽視している。そのようなことは、何よりも優先すべき事項ではないか。したがって条例第18条第1項第2号ただし書ロに該当することから開示することが妥当である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書において述べている内容を総合すると、おおむね以下のとおりである。

1 本件処分1について

(1) 条例第18条第1項第2号の該当性について

本件行政文書には、事故を起こした教職員の生年月日、住所並びに処分及び措置内容決定に係る具体的な内容が記載されている。当該情報は、異議申立人以外の個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができ、特定の個人の権利・利益を害するおそれがあるものである。

また、実施機関において、当該情報を事故の被害者に対して、通知する等の規定や慣行はなく、法令の規定により又は慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報にあたらなことから、ただし書イに該当しない。さらに、当該情報は、公務員の職務の遂行に係る情報と認められないことから、ただし書ハの規定にも該当しない。

以上のことから、非開示が妥当であると判断したものである。

(2) 条例第18条第1項第6号ハの該当性について

本件行政文書には、相談対応者の異議申立人に対する心証が記載されており、当該情報が開示されることとなれば、相談対応者が、相談者に対する率直な心証等の内容を記載できなくなるなど、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあることから、非開示が妥当と判断したものである。

(3) 条例第18条第1項第6号ホの該当性について

本件行政文書には、異議申立人以外の個人の人事に係る情報や実施機関の当該事故を起こした教職員に対する処分及び措置の考え方等が具体的に記載されており、当該情報が開示されることとなれば、人事に関してあらぬ誤解を招く可能性があり、また、事故関係者が処分及び措置の量定に係る事由等について、率直で公正な意見表明を行わなくなるなど、実施機関が処分及び措置内容を検討する際に必要な情報が、十分に得られなくなる可能性があり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあることから、非開示が妥当であると判断したものである。

2 本件処分2について

(1) 条例第18条第1項第2号の該当性について

本件行政文書には、異議申立人以外の個人の住所、生年月日、心身の状況、家庭状況並びに懲戒処分不相当と判断した理由及び措置内容等が記載されている。当該情報は、開示することにより、特定の個人を識別することができ、特定の個人の権利・利益を害するおそれがあるものである。

また、実施機関において、当該情報を事故の被害者に対して、通知する等の規定や慣行はなく、法令の規定により又は慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報にあたらぬことから、ただし書イに該当しない。さらに、当該情報は、公務員の職務の遂行に係る情報と認められないことから、ただし書ハの規定にも該当しない。

以上のことから、非開示が妥当であると判断したものである。

(2) 条例第18条第1項第6号ハの該当性について

本件行政文書には、異議申立人以外の個人に対する心証等が記載されており、当該情報が開示されることとなれば、評価者が率直な評価を行えなくなり、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあることから、非開示が妥当であると判断したものである。

(3) 条例第18条第1項第6号ホの該当性について

本件行政文書には、実施機関が教員の起こした事故について、懲戒処分不相当であると判断した具体的な理由や〇〇〇教育委員会が事故を起こした教職員等に対して行った措置内容等が記載されている。

市町村立学校に勤務する県費負担教職員が事故を起こした場合、当該事故は、服務監督権者である市町村教育委員会の判断により実施機関に報告され、実施機関では、この報告等に基づいて事故の事実確認等を行い、該当職員に対する懲戒処分等の検討を行っている。このうち、実施機関が懲戒処分不相当

当であると判断した事故については、服務監督権を有する市町村教育委員会において、事故を起こした職員に対する措置等の検討を行い、措置内容を決定している。このため、当該情報が開示されることとなれば、あらぬ憶測や誤解を招く可能性があるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあるとして、非開示が妥当であると判断したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ運用されなければならない。

当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 本件行政文書について

本件開示請求に係る個人情報が記載された行政文書のうち、異議申立ての対象とされた本件処分1に係る行政文書は次の(1)から(3)までであり、本件処分2に係る行政文書は次の(4)から(9)までである。

- (1) 教職員の事故(概要)(本件行政文書1)
- (2) 学校生活困りごと相談記録票(本件行政文書2)
- (3) 職員に対する処分案(本件行政文書3)
- (4) 職員の事故について(照会)平成〇年〇月〇日付け(本件行政文書4)
- (5) 職員の事故について(照会)平成〇年〇月〇日付け(本件行政文書5)
- (6) 職員の事故について(通知)平成〇年〇月〇日付け(本件行政文書6)
- (7) 職員の措置について(進達)平成〇年〇月〇日付け(本件行政文書7)
- (8) 職員の事故について(進達)平成〇年〇月〇日付け(本件行政文書8)
- (9) 職員の措置について(進達)平成〇年〇月〇日付け(本件行政文書9)

本件異議申立てに係る対象個人情報とは、本件行政文書に記載された個人情報(以下「本件個人情報」という。)である。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提示を受けてインカメラ審理を行い、実施機関の判断の妥当性について、以下のとおり審議を行った。

3 条例第18条第1項各号の非開示情報について

(1) 条例第18条第1項第2号について

条例第18条第1項第2号は、「開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該本人以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、当該本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しない旨規定されているが、同号ただし書において、次に掲げる情報は当該非開示情報から除くものとされている。

イ 法令の規定により又は慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 条例第18条第1項第6号について

条例第18条第1項第6号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人又は国等の機関が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの」については開示しない旨規定されており、「次に掲げるおそれ」のあるものとして同号ハ及びホで次のように規定されている。

ハ 指導、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ

ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれ

4 本件処分1に関する条例第18条第1項各号の非開示情報の該当性について

(1) 本件行政文書1について

当該文書は、教職員間で発生した事故(以下「本件事故」という。)に伴い、本件事故を起こした教職員の処分及び措置を検討するにあたって事故の経過を時系列で整理したものである。

イ 条例第18条第1項第2号の該当性について

当該文書には、本件事故を起こした教職員に関する生年月日、勤務年数及び住所が記載されている。これらの情報は開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報であって、当該個人以外の特定の個人を識別することができるものであると認められ、条例第18条第1項第2号本文に該当すると認められる。また、これらの情報は同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、非開示が妥当である。

ロ 条例第18条第1項第6号ホの該当性について

実施機関は、当該文書に記載された情報のうち、異議申立人以外の個人の人事に関する情報について、条例第18条第1項第6号ホに該当するとして、非開示としている。

当審査会で非開示とされた部分を確認したところ、当該部分には異議申立人以外の個人の人事に関する情報が記載されていた。これらの人事管理に関する情報を開示することとなれば、当該本人と実施機関との信頼関係を損なうなど、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあると認められることから、同号ホに該当し、非開示が妥当である。

(2) 本件行政文書2について

当該文書は、本件事故の発生後、異議申立人から相談を受けた実施機関が、相談の内容と対応について記録した相談記録票である。

実施機関は、当該文書に記載された情報のうち、相談対応者が異議申立人に対して抱いた心証について、条例第18条第1項第6号ハに該当するとして、非開示としている。

当審査会で非開示とされた部分を確認したところ、当該部分には相談を通して実施機関の職員である相談対応者が、異議申立人に対して抱いた率直な心証が記載されていることが認められた。このような率直な心証を記録したものを開示することとなれば、本人と実施機関との信頼関係を損ない、実施機関において今後同様の記録ができなくなることで、当該相談事務の目的が達成できなくなるおそれがあると認められることから、同号ハに該当し、非開示が妥当である。

(3) 本件行政文書3について

当該文書は、県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例(昭和31年

宮城県条例第36号)に基づき、本件事故に関し、事故を起こした教職員の処分及び措置について実施機関が内部で検討する際に使用した文書である。

実施機関は、当該文書は異議申立人以外の個人に関する人事管理に関する情報であり、条例第18条第1項第2号及び同項第6号ホに該当するとして、全て非開示としている。

一方、異議申立人は、どのような事実認定のもと、どういう経緯で処分がなされていったのか、自身が関係している事件のことなので被害者に開示すべきである旨主張する。

当審査会で当該文書を確認したところ、当該文書には本件事故を起こした教職員とその管理監督者に対する処分及び措置の検討内容が記載されており、これら実施機関内部における個別事案の処分及び措置の検討過程を開示することになれば、人事に関してあらぬ誤解を招く可能性があり、関係者が処分及び措置の量定に係る事由等について率直で公正な意見表明を行わなくなることから、処分等を検討する基となる十分な情報を得られなくなるおそれがあると認められる。また、処分及び措置の検討がどのような文書を用いて進められたのかという情報そのものについても、開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる。以上のことから、同項第2号の該当性を検討するまでもなく、当該文書全体として同項第6号ホに該当し、全て非開示とすることが妥当である。

5 本件処分2に関する条例第18条第1項各号の非開示情報の該当性について

(1) 本件行政文書4について

当該文書は、本件事故の事実確認のために宮城県教育庁教職員課長(以下「教職員課長」という。)が宮城県〇〇教育事務所長(以下「〇〇教育事務所長」という。)へ照会し、同内容を〇〇教育事務所長から〇〇〇教育委員会教育長宛てに照会した文書である。

実施機関は照会文書の記載のうち、異議申立人以外の個人に対する心証等について、条例第18条第1項第6号ハに該当するとして、非開示としている。

一方、異議申立人は、本件事故を起こした教職員は、暴行事件を起こした後も、被害者に対して横柄な態度を取り続けていたのは客観的に見ても明らか事実であり、反省が見られないと判断されても然るべきであり、教頭の心証を今時点で開示したとしても、将来において公正円滑な事務の執行に支障が出るとは考えにくい旨主張する。

当審査会で非開示とされた部分を確認したところ、本件事故について、関係者が率直な意見を表明したものが記載されていた。これらを開示することとなれば、今後同種の事情聴取等において、具体的な発言内容が公表されることを懸念した関係者から、正確かつ詳細な情報を得ることが困難になる等、

評価等に関する事務に関し、将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められ、同号ハに該当することから、非開示が妥当である。

(2) 本件行政文書5について

当該文書は、本件事故の事実確認のために教職員課長が〇〇教育事務所長へ照会し、同内容を〇〇教育事務所長から〇〇〇教育委員会教育長宛てに照会した文書である。

実施機関は照会文書の記載のうち、異議申立人以外の個人に対する心証等について、条例第18条第1項第6号ハに該当するとして、非開示としている。

当審査会で非開示とされた部分を確認したところ、本件事故の事実確認に関する調査及び職員に対する指導に関する内容が記載されていた。これらを開示することとなれば、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められ、同号柱書き及び同号ハに該当することから、非開示が妥当である。

ただし、本件行政文書5の非開示とされた部分には、本件事故の事実確認又は職員に対する指導には直接関係しない情報が含まれており、これは同号柱書き及び同号ハには該当しないことから、開示することが妥当である。

(3) 本件行政文書6について

当該文書は、本件事故を起こした教職員及び当該教職員の管理監督者について懲戒処分不相当と判断した旨を教職員課長が〇〇教育事務所長宛てに通知し、同内容を〇〇教育事務所長が〇〇〇教育委員会教育長宛てに通知した文書である。

実施機関は、当該文書のうち懲戒処分不相当と判断した理由部分について、条例第18条第1項第6号ホに該当するとして、非開示としている。

当審査会で非開示とされた部分を確認したところ、本件行政文書3で検討した結果非開示とすべきと判断されたものと同様の内容が記載されていた。したがって上記4(3)で判断したとおり、当該非開示部分を開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあると認められ、同号ホに該当することから、非開示が妥当である。

(4) 本件行政文書7について

当該文書は、本件事故を起こした教職員の管理監督者について措置を行った旨を〇〇〇教育委員会教育長が〇〇教育事務所長宛て報告し、当該報告を〇〇教育事務所長が教職員課長宛てに進達した文書である。

実施機関は、〇〇教育事務所長から教職員課長宛てに送付した進達文書に

添付された全ての文書について、条例第18条第1項第2号及び同項第6号ホに該当するとして、非開示としている。

当審査会で非開示とされた部分を確認したところ、〇〇〇教育委員会が行った異議申立人以外の個人に関する措置内容等が記載されていた。これらは実施機関及び〇〇〇教育委員会の人事管理に関する情報であり、開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあると認められ、同項第2号の該当性を検討するまでもなく、同項第6号ホに該当することから非開示が妥当である。

(5) 本件行政文書8について

当該文書は、〇〇〇教育委員会教育長が〇〇教育事務所長宛てに本件事故に関する報告を行い、〇〇教育事務所長から教職員課長宛てに当該報告を進達した文書である。

実施機関は、〇〇教育事務所長から教職員課長宛てに送付した進達文書に添付された全ての文書について、条例第18条第1項第2号及び同項第6号ホに該当するとして、非開示としている。

当審査会で非開示とされた部分を確認したところ、本件事故に関連した異議申立人以外の個人に関する事故後の経過等の情報が記載されていた。これらは実施機関及び〇〇〇教育委員会の人事管理に関する情報であり、開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあると認められ、同項第2号の該当性を検討するまでもなく、同項第6号ホに該当することから非開示が妥当である。

(6) 本件行政文書9について

当該文書は、本件事故を起こした教職員について措置を行った旨を〇〇〇教育委員会教育長が〇〇教育事務所長宛てに報告し、当該報告を〇〇教育事務所長が教職員課長宛てに進達した文書である。

実施機関は、〇〇教育事務所長から教職員課長宛てに送付した進達文書に添付された全ての文書について、条例第18条第1項第2号及び同項第6号ホに該当するとして、非開示としている。

当審査会で非開示とされた部分を確認したところ、〇〇〇教育委員会が行った異議申立人以外の個人に関する措置内容等が記載されていた。これらは実施機関及び〇〇〇教育委員会の人事管理に関する情報であり、開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあると認められ、同項第2号の該当性を検討するまでもなく、同項第6号ホに該当することから非開示が妥当である。

6 その他

異議申立人が異議申立書の中で触れている「〇〇〇教育長からの〇〇〇〇〇〇〇〇宛の文書」について、当審査会で内容を確認したところ、本件事故に関する実施機関の考え方等が記載されていたものであり、本件異議申立ての対象となった行政文書に記録されている情報とは性質を異にしており、当審査会における上記判断には影響しない。

また、異議申立人は仮に全部非開示が妥当であったとしても、分量等がわかるように非開示部分を黒塗りにして開示すべきである旨主張するが、当審査会で確認したところ、上記4(3)並びに5(4)、(5)及び(6)で判断したとおり、本件行政文書3、7、8及び9に記録されている個人情報のうち、文書全体が非開示とされたものについては、文書全体が一体として条例第18条第1項第6号ホに該当し、非開示とすべき情報であった。このことから、実施機関の行った開示の方法は妥当である。

なお、異議申立人はその他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

7 結論

当審査会は、上記のとおり本件個人情報を具体的に検討し、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙1のとおりである。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
25. 4. 9	○ 諮問を受けた(諮問乙第68号)。
25. 5. 16	○ 異議申立人から意見書を受理した。
27. 6. 25 (第199回審査会)	○ 事案の審議を行った。
27. 7. 29 (第200回審査会)	○ 事案の審議を行った。
27. 8. 25 (第201回審査会)	○ 事案の審議を行った。
27. 10. 22 (第203回審査会)	○ 異議申立人から意見等を聴取した。
27. 11. 26 (第204回審査会)	○ 事案の審議を行った。
27. 12. 16 (第205回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 1. 19 (第206回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 2. 16 (第207回審査会)	○ 事案の審議を行った。
28. 3. 15 (第208回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(平成28年5月19日現在)

氏名	区分	備考
飯島 淳子	学識経験者	会長職務代理者
佐々木 好志	法律家	
中原 茂樹	学識経験者	
細川 美千子	個人情報の保護に造詣が深い者	
松尾 大	法律家	会長

(五十音順)